

鹿野川ダム予備放流実施要領

令和 6 年 6 月

国土交通省 四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所

(通則)

第1条 鹿野川ダム操作規則第16条及び細則第5条に規定する予備放流を実施するにあたり、予備放流の開始及び方法に係わる計画立案については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 洪水：規則第3条に規定する洪水
- 二 予備放流水位：規則第10条に規定する水位
- 三 予備放流：規則第16条に規定する放流で、予備放流開始時点から洪水調節開始時点に至るまで、又は洪水に至ることがなく、貯水位回復を始めた時点までの間をいう。

(予備放流の原則)

第3条 予備放流操作は、次の各号に規定する原則に従わなければならない。

- 一 予備放流は、毎秒1,000立方メートルを上限として、規則第23条、細則第8条の放流の原則に基づき実施するものとする。
- 二 予備放流は、気象、水象、その他の状況及び過去の実績等を勘案し、放流開始時刻を的確に判断するとともに、洪水調節開始までに予備放流水位を確実に確保するものとする。
- 三 予備放流は、気象、水象、その他の情報により、洪水発生のおそれ弱まったと認められる場合にあっては、放流速度の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(予備放流の準備体制)

第4条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号の一に該当する場合は準備体制をとることができる。

- 一 台風の中心が東経120度～140度の範囲において北緯20度に達し、台風の来襲が予想されるとき。
- 二 気象、水象、その他の状況により、洪水が予想されるとき。

2 所長は、前項の規定により準備体制をとった時は、ただちに次の各号に定める措置をとり、予備放流に備えなければならない。

- 一 気象及び水象の情報の収集を密にすること。
- 二 必要な要員を確保すること。
- 三 予備放流に必要な器材の点検及び通報、警報の準備にはいること。

(予備放流の実施決定基準)

第5条 予備放流の実施は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- 一 気象、水象、その他の状況により、鹿野川ダムの最大流入量が毎秒1,000立方メートルを超えると予想されるとき。
- 二 流域内の総雨量が、100ミリメートルを超えると予想されたとき。
- 三 その他の状況により、予備放流の必要性が認められたとき。

(予備放流の開始基準)

第6条 予備放流の開始は、次の各号に定めるいずれかの方法により総合的に判断するものとする。

- 一 台風情報等により、流入量が毎秒1,000立方メートルとなる時間を予測し、予備放流継続時間、その後の流入量に応じた放流時間を勘案し、これらの必要時間分さかのぼった時点。
- 二 台風が四国に接近する恐れがあり、かつ台風の中心位置が東経127°～135°および北緯27°～33°の範囲に達したと想定された時点。
- 三 その他の状況により、予備放流の開始の必要性が認められ、所長が放流開始を指示した場合。

(予備放流の操作基準)

第7条 予備放流の標準操作は、台風等の到達時間内で平滑化した予備放流量を基本とする。

- 2 予備放流の最大放流量は、毎秒1,000立方メートルを上限とするが、気象、水象、その他の状況により、予備放流量及び予備放流の所要時間を勘案し、随時調整を行うことができる。
- 3 放流量の増加は、下流に急激な水位変動を生じないように細則第8条を標準とするが、貯水池の状況、気象、その他の状況により必要がある場合には、段階的な放流方法で計画することができる。
- 4 放流量の低減は、下流に急激な水位変動を生じないように、流入量、予備放流量及び予備放流必要量を勘案しながら、予備放流水位の確保並びに洪水調節への速やかな移行に配慮すること。
- 5 予備放流において、一旦予備放流水位まで貯水位を低下させた後、洪水調節開始までの間においては、貯水池に流入する流水を放流し、予備放流水位を維持すること。

(予備放流計画の作成)

第8条 鹿野川ダムが予備放流を実施する場合は、第3条の原則に基づき、第5条から第7条の基準を踏まえ、毎年度初めに予備放流計画を四国地方整備局長に報告するものとする。

(予備放流計画の修正)

第9条 予備放流は、前条の計画書に従い実施するものであるが、その後の気象、水象、その他の状況を総合的に判断し、随時修正しながら安全かつ確実な予備放流となるよう努めなければならない。

(記 録)

第10条 予備放流を実施した場合、次の各号に掲げる事項を記録しておかねばならない。

- 一 予備放流を開始した時間、及び台風による洪水の場合はその位置等。
- 二 予備放流操作の状況（水位、放流量、流入量）。
- 三 その他予備放流量に関する事項等。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。